

2023年2月20日

調査報告書
(概要)

広島大学寄附講座等に関する調査会

第1 調査会の設置

1 調査会設置の経緯等

2022年11月1日、国立大学法人広島大学（以下「広島大学」という。）が設置する公益通報窓口で、寄附講座である広島大学大学院医系科学研究科糖尿病・生活習慣病予防医学講座のM寄附講座教授（以下、「M寄附講座教授」という。）に対する公益通報があった。

その通報内容は、①時間外労働の申請の不許可等、②O社の薬剤を院内採用し、使用量を増やすように内分泌・糖尿病内科の医局員に指示し、その見返りとしてO社から寄附を得ているとの内容であった。

11月17日、公益通報処理管理者（財務・総務担当理事）が事実関係の調査を関係部局の長に指示（回答期限12月8日）をし、11月18日に公益通報窓口担当から公益通報者に対して、公益通報として受理し内部調査に着手したことを通知した。

財務・総務担当理事の下、担当職員が関係部局からの回答資料を基に、事実関係の確認や今後の対応について検討を行っていた段階において、12月8日にM寄附講座教授が週刊誌「FLASH」の記者からの取材を受けたことを大学として把握し、霞地区担当理事が学長に報告を行った。また、公益通報については、この時に初めて学長に報告を行った。学長からは、速やかに「調査会」を設置して、事実関係を究明するよう指示があり、同日、第三者である複数の弁護士が入った「調査会」を設置した。このような状況であったところ、週刊誌「FLASH」2022年12月27日号（12月13日発売）にM寄附講座教授の記事が掲載された。

【経緯】

- ・11月1日 広島大学公益通報窓口で公益通報。
- ・11月17日 公益通報処理管理者（財務・総務担当理事）が事実関係の調査を関係部局の長へ指示。（回答期限12月8日）
- ・11月18日 公益通報窓口担当から公益通報者に対して、公益通報として受理し内部調査に着手したことを通知。
- ・12月8日 M寄附講座教授に対して、週刊誌「FLASH」の記者から取材を受けたことを大学として把握し、霞地区担当理事が学長に報告を行った。また、公益通報については、この時に初めて学長に報告を行った。第三者である複数の弁護士が入った「調査会」を設置。
- ・12月13日 週刊誌「FLASH」にM寄附講座教授の記事が掲載。

2 調査会の構成

座長	木村 豊	弁護士（吉田・木村法律事務所）
	廣田 茂哲	弁護士（廣田法律事務所）
	近藤いずみ	弁護士（吉田・木村法律事務所）
	田中 純子	理事・副学長（霞地区・教員人事・広報担当）
	俵 幸嗣	理事（財務・総務担当）
	丸山 博文	副学長（医系科学担当）

第2 事実関係の調査

1 調査の概要

- (1) 調査目的
 - ①時間外労働及び寄附講座と薬剤採用に係る事実関係の究明
 - ②利益相反その他の非違行為の有無
 - ③改善策の提案
- (2) 調査方法
広島大学大学院医系科学研究科 糖尿病・生活習慣病予防医学講座やO社等、関係者からの事情聴取（聴取対象者19名）及び書面調査
- (3) 調査期間
2022年12月8日（木）～2023年2月20日（月）

2 調査会の審議経過

計 12 回開催（事情聴取含む。）

第 3 前提となる事実関係

1 本件寄附講座開設に至る経緯

(1) 2017 年 5 月末ころから 9 月にかけて、M 寄附講座教授（当時は講師）から O 社らに対し、寄附講座への寄附要請。

(2) O 社は、広島大学に対し 2017 年 12 月 25 日付で以下の内容の寄附申込書を提出。

設置目的 在米日系人医学調査研究の推進および広島県の糖尿病医療体制の構築のため

設置期間 3 年（2018 年 4 月～2021 年 3 月）

寄附金額 総額 4500 万円（2018 年 3 月以降毎年 1500 万円の分割寄附）

(3) 2018 年 3 月 20 日 O 社から 1500 万円が入金され、他の寄附会社（A 社、B 社、C 社）3 社からも入金（4 社総額 2400 万円。3 年間で 7200 万円）。

同年 4 月 1 日から本件寄附講座開始

2 グラクティブ、ジャヌビアとは

(1) ジャヌビアとグラクティブはいずれも一般名をシタグリプチンといい、同一成分、同一規格、同時発売の DPP4 阻害薬（2 型糖尿病の治療薬）である。

(2) グラクティブは O 社が製造販売、ジャヌビアは K 社が製造販売しており、2017 年当時、広島大学病院の採用のシタグリプチンは、院内採用も院外採用も K 社が製造販売しているジャヌビアであった。

なお、院内採用（院内処方）とは病院内で薬を受け取るもの、院外採用（院外処方）とは病院外の薬局で受け取るものをいい、多くの薬剤は、医師が院外処方箋を発行し、患者が病院外の保険薬局で受け取る院外処方となっており、入院患者と一部の外来患者への処方が院内処方となる。

(3) グラクティブ、ジャヌビアの薬価及び患者負担額

2017 年当時の薬価（包装薬価）は、ジャヌビア錠 50mg が 136.5 円、グラクティブ錠 50mg が 138.2 円であった。

外来患者の患者負担額については診療報酬点数で決まるところ、薬剤の診療報酬点数については、薬価が 15 円以下なら 1 点、15 円を超えるときには 10 円又はその端数を増すごとに 1 点を加算するものとされている。具体的な点数の計算方法は、薬価を 10 で割り、小数点以下が 0.5 以下は切り捨て、0.5 を超えていたら切り上げの処理をする。これに基づいて計算すると、ジャヌビア錠（ $136.5 \div 10 = 13.6 \rightarrow 14$ ）もグラクティブ錠（ $138.2 \div 10 = 13.8 \rightarrow 14$ ）もいずれも 14 点ということになり、患者の負担額に違いはない。

さらに入院患者についていえば、広島大学病院は、患者の病気や症状、処置等の治療内容により厚生労働省が定めた診療群分類（DPC, Diagnosis Procedure Combination）ごとに 1 日当たりの定額の入院費（薬代も含む）が決められる「包括医療費支払い制度」を採用しており、この制度が適用される場合には、入院患者については、その負担は薬価の如何に関わらないことになる。

3 グラクティブの院外採用

2018 年 2 月 21 日の薬事委員会において、グラクティブ 50mg 錠、25mg 錠、100mg 錠の院外採用が承認され、同年 3 月 7 日グラクティブ各錠の院外取扱が開始した。

4 グラクティブの処方に関し M 寄附講座教授が送信したメール

(1) M 寄附講座教授の 2017 年 11 月 15 日付のメール（R 教授宛）

「グラクティブ錠の採用について」

先週、申し上げました「在米日系人医学調査」の寄附講座については来週の教授会の議題に上がる予定だと 2 内科の●●教授から聞いていますが、その内訳は、年間、O 社 1500 万、A 社 300 万、B 社 300 万、C 社 300 万円の 3 年間となっています。

本日、O 社の方と話しましたが、院内採用のシタグリプチン 50mg をジャヌビアからグラクティブに変更するための、薬事委員会への申請書類への理由に妙案が浮かび

ません。薬価は136円と138円なので、患者負担は14点と全く同じであり、納入価については、お許し頂ければ担当MRが直接R教授にお話し申し上げたいとのことです。

私としては変更の理由をあれこれ探すより、患者の負担額が同じであれば、「寄附講座設立に対するO社の多大なる貢献と、当社の糖尿病薬剤の処方を広めたいため」とストレートな理由で申請してはいけないでしょうか。

事前に私が事の経緯を薬事委員会の委員の先生方に説明に回ったほうが宜しいでしょうか。

- (2) 2018年3月9日付のメール(内分泌・糖尿病内科のスタッフ及び医科診療医ら宛)
「糖尿病薬の使用」

大学病院の外来や外勤先にて、寄附講座の設立に貢献した、O社、A社、B社の薬剤をなるべく使ってあげてください。

添付は努力目標です。一見したら破棄・削除をお願いします。

添付ファイル「DPP4阻害薬、SGLT2阻害薬.docx」

- (3) 2019年2月13日付のメール(内分泌・糖尿病内科のスタッフ及び医科診療医ら宛)
「処方薬について」

皆さんへ

(これは秘密のメールですので、読んだら削除してください。)

2018年の上半期の当科薬剤使用ランキングが通達されました。

【入院】メトグルコ 1780件、ジャヌビア 877件、シェアポスト 0.25 mg 828件、ミグリトール 658件

【外来】メトグルコ 3643件、ジャヌビア 1494件、シェアポスト 0.25 mg 1299件、テネリア 1085件、トラゼンタ 1041件

そこでお願いなのですが、ジャヌビアの処方なるべく制限し、下記のように変更してください。

【入院】ジャヌビア→テネリア

【外来】ジャヌビア→グラクティブ(院外) > テネリア

現在、ジャヌビアを内服中の外来患者には(なにかの機会に)グラクティブへ変更を、ジャヌビア内服中の患者が入院してきた場合はテネリアへの変更を検討してください。

この下半期で変更を行い、2019年度の上半期にはDPP4阻害薬の順位が変わっているようにしたいので、是非協力をお願いします。

- 5 グラクティブの採用に関しM寄附講座教授が2019年9月20日に送信したメール(内分泌・糖尿病内科のスタッフ宛)

「寄附講座」

スタッフの皆さんへ

本日、いろいろなことで急展開がありました。まず朝一で、T病院長から電話がかかってきて、寄附講座の延長ができないか(つまりはこの1-2年での診療科としての独立は難しい)と問い合わせがありました。O社の本部長に電話をし、グラクティブの院内採用が条件で、寄附の2年延長が約束されました。

その後、薬剤部のR教授、そして夕方、O社の広島担当者と協議し、夜にT病院長と面会しました。その結果、院長下知とR教授のご承諾により、グラクティブの院内採用(ジャヌビアは院外)が決まりました。いつからかは分かりませんが、K社にも事情を説明しなければなりません。ただ、私は10月に大阪のO社本社に行って、取締役の方々の前で在米日系人医学調査の成果と、IoT遠隔医療の計画・展望についてのプレゼンと寄附延長のお願いに行ってくるつもりです。

寄附講座は3年、2021年3月までの予定でしたが、5年、2023年3月までの延長となります。そして、2022年の秋に糖尿病地方会を担当します。もうしばらく私にお付き合ってください。よろしくお願ひ致します。

- 6 グラクティブの院内採用

2019年12月18日2019年度第5回薬事委員会において、「ジャヌビア錠50mg」から

「グラクティブ錠 50mg」への院内採用の変更が承認され、2020年1月29日グラクティブ錠 50mgの院内取扱が開始した。

7 グラクティブ等の処方量の推移

グラクティブの院外処方量の推移は、50mg錠、25mg錠、100mg錠の合計で、2017年度は441錠、2018年度は1万7414錠、2019年度は2万6366錠、2020年度は2万6345錠、2021年度は2万5592錠、2022年度は1万3111錠である。

グラクティブの院内処方件数の推移は、2019年度は193件、2020年度は1,017件、2021年度は1,049件、2022年度は469件である（なお、院内採用は50mgのみ）。

8 寄附講座の延長について

本件寄附講座は、2020年9月ころには、O社ほか2社から寄附が見込まれることにより、2年間延長となる目途が立ったものの、2021年1月末ころ、O社から、本件寄附講座延長の寄附を断る旨の連絡があった。

2021年4月1日、本件寄附講座は、C社及びD社を寄附者とし、寄附金額総額4200万円、設置期間2021年4月1日から2023年3月31日の2年間延長となった。

9 時間外労働に関しM寄附講座教授が2021年7月5日に送信したメール（内分泌・糖尿病内科のスタッフ及び医科診療医ら宛）

「時間外労働の申告について」

医科診療科の皆さんへ

毎月、医科診療科の休日・時間外勤務簿を●さんがまとめて霞総務福利に提出しておりますが、医師の時間外労働において、限度時間の範囲を超えそうな先生がいるようです。

過剰労働になれば大学病院に広島中央労働基準監督署から実態調査が入り、大変なことになります。

当科の場合、（手術のある診療科と違って）

- ・平日においては、17時以降に勤務してもそれは時間外勤務にはなりません。ただし、19時に患者家族を呼んでICをしたとか、一旦帰宅したが、病棟から呼び出されてまた仕事をした場合は時間外勤務です。

- ・休日においては、病棟に来て回診したりカルテを記載しただけでは時間外勤務にはなりません。処方したとか、インスリンの投与量を変更したとか、何か指示を出した場合は時間外勤務になります。医師として、入院患者の顔を見に来るのはとても大事なことです。それはお金のためでないとい心得てください。

原則として、平日17時以降、そして休日は勤務ではなく、病棟にいたとしてもそれは仕事が遅いだけ、さらに医局にいた場合は自己研修、という扱いです。7月から正しく自分の勤務時間を提出するよう、宜しくお願い致します。

第4 考察

1 利益相反とは

利益相反とは「第一義的な利益に関する専門家としての判断が第二義的な利益によって不当な影響を受けるような一連の状況」である。大学病院の医師についていえば、第一義的な利益とは、診療であれば患者の健康と福利、研究では研究公正と研究対象者の保護、教育では学習者の教育である。これに対し、第二義的な利益は、医師の経済的利益、名誉、昇進等である。

本件における利益相反の判断に当たり、まず検討すべき点は、患者の利益が損なわれていなかったかどうかである。また、仮にこの利益が損なわれていなかったとしても、この利益が損なわれた、又は損なわれたのではないかの疑念を抱かれ、そのために広島大学病院に対する社会的信頼が低下するおそれがなかったかについて、「医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」（「公正競争規約」）の趣旨も加味して検討する。

2 利益相反上の問題点の検討

(1) 本件寄附講座の設置について

公正競争規約によって制限されるものではなく、また、設置のためのM寄附講座教授

の行為に何らかの利益相反に係る問題があったということもない。

(2) 2017年11月ころ(本件寄附講座開始前)、M寄附講座教授がグラクティブ院内採用に向けて働き掛けを行った行為について

本件寄附講座開始前の2017年11月ころには、M寄附講座教授と広島大学薬事委員会の委員長であったR教授との間で、O社が製造販売するグラクティブを広島大学病院で採用することについてのメールのやり取りが行われており、その中でM寄附講座教授はO社が寄附講座へ寄附をしたことを理由として採用申請を行いたいとの意向を明らかにしている。

M寄附講座教授ほか関係者から事情を聴取した結果からは、M寄附講座教授としては、寄附講座への寄附は見返りを求めてはいけなものであることは十分承知しながら、一方で、寄附講座に寄附してくれたO社への感謝の気持ちや国産メーカーの製造薬であることが安全・安心という思いから、グラクティブ採用への働き掛けをしたものと見ることができ、グラクティブを採用することについて、O社からM寄附講座教授に対して寄附行為の見返りを求める直接的な依頼や要求があり、M寄附講座教授がこれを受けて、採用のための行為を行ったということまでは認定することができない。

他方、M寄附講座教授とR教授との間の一連のメールのやり取りの内容を見ると、M寄附講座教授は、初めからグラクティブの「院内採用」に向けての働き掛けをしている状況を窺うことができる。

この働きかけに対し、R教授から「院内採用」ではなく、処方する他の医師への影響がない「院外採用」を提案され、その結果、M寄附講座教授は2017年12月にグラクティブの「院外採用」を申請するに至っている。

グラクティブとジャヌビアの患者負担額に違いはなく、また、結果的にこの時点では「院内採用」ではなく、「院外採用」の申請にとどまったとしても、M寄附講座教授がグラクティブの院内採用に向けて働き掛けを行った行為については、採用申請の理由をO社が寄附講座へ寄附したこととしようとした点において、第三者が見たときには、広島大学病院が患者の利益よりもO社の利益を優先させているのではないかと疑念を抱き、その結果、同病院の社会的信頼を低下させるおそれがあるといえることから、M寄附講座教授のグラクティブの院内採用に向けた働き掛けは、利益相反の観点から問題があったといわざるをえない。

(3) 2018年3月9日にM寄附講座教授がグラクティブの処方についてメールを送った行為について

2018年3月9日にM寄附講座教授は内分泌・糖尿病内科のスタッフ及び医科診療医らに対し、寄附講座に寄附をした各企業の医薬品をなるべく使用することを依頼する旨のメールを送付している。

M寄附講座教授は2017年11月ころの時点で、グラクティブを院内採用したいと考え、働き掛けを行っているところ、2018年3月7日にグラクティブが院外採用されたことから、今後の院内採用を見据えてグラクティブの使用量の増加を図りたいという思いがあったのではないかと考えられる。

このような意図の下に送られたメールを第三者が見たときには、広島大学病院が患者の利益よりもO社の利益を優先させているのではないかと疑念を抱き、同病院の社会的信頼を低下させるおそれがあるといえることから、M寄附講座教授が2018年3月9日付メールを送付した行為は、利益相反の観点から問題があったものと考えられる。

(4) 2019年2月13日にM寄附講座教授がグラクティブの処方についてメールを送った行為について

2019年2月13日にM寄附講座教授は内分泌・糖尿病内科のスタッフ及び医科診療医らに対し、本件寄附講座に寄附をした企業が製造販売する医薬品の使用を積極的に求め、その上でさらに、O社が製造販売するグラクティブを最も有利に取り扱うことを求めるメールを送付している。

M寄附講座教授のメールの内容通りに薬を変更しても、患者への治療上の影響も経済的不利益もないといえる。

しかし、2019年2月13日付メールの内容は、内分泌・糖尿病内科の他の医師に対し、

医薬品の処方についてある程度具体的な内容の依頼を行うものであるといえ、同科の診療科長であったという M 寄附講座教授の立場も考慮すると、前記メールが他のスタッフによる処方薬の選択についての判断にある程度強い影響を与えたのではないかと考えられる。また、上記(3)と同様、今後の院内採用を見据えてグラクティブの使用量の増加を図ろうとする意図があったと考えられる。

そのため、第三者が見たときには、広島大学病院が患者の利益よりも O 社の利益を優先させようとしているのではないかと疑念を抱き、同病院の社会的信頼を低下させるおそれがあるといえることから、M 寄附講座教授が 2019 年 2 月 13 日付メールを送付した行為は、利益相反の観点から問題があったものと考えられる。

なお、M 寄附講座教授は、上記メールに先立つ同年 1 月 18 日、2 月 6 日に、O 社の担当者 F 氏や同 G 西日本営業部長及び H 製品企画部長に対し、O 社広島営業所長の言動があたかも本件寄附講座の寄付の見返りを求めるかのように感じられるという不快感を示すメールを送信しており、M 寄附講座教授は、寄附講座への寄附とグラクティブの採用とはあくまでも別と認識していたことは窺えるものの、上記のように感じながら、なお、グラクティブの採用に向けた働きかけをしているのであり、利益相反に対する配慮が十分にあったとはいえない。

(5) 2019 年 9 月 20 日、本件寄附講座の延長に関して M 寄附講座教授がメールを送った行為について

M 寄附講座教授は、かねてから内分泌・糖尿病内科の診療科としての独立を求めてきたところ、直ちには独立が困難という状況となって、遅くとも 2019 年 8 月ころには、寄附講座の延長という思いが生じたものと見ることができる。

そうした中で、2019 年 9 月 20 日、M 寄附講座教授は内分泌・糖尿病内科のスタッフ(講師、助教ら 5 名)に対し、「グラクティブの院内採用が条件で、寄附の 2 年延長が約束され」との内容のメールを送付している。

このメールに記載されている、O 社の本部長に電話をし「グラクティブの院内採用が条件で、寄附の 2 年延長が約束され」との内容は、M 寄附講座教授、O 社本社の H 製品企画部長は、2019 年 9 月 20 日ころに M 寄附講座教授が H 製品企画部長に電話をし、寄附の延長を頼んだものの、直ちには難しい等という消極的な回答をしたにとどまり、同日に寄附の延長を約束したことを否定する供述をしていること、O 社の社内における寄附の決定手続は、本社営業本部の営業企画推進部の審査、総務部の決裁を経て決められるもので、一社員のみで決められるものでないことなどからすれば、実際には寄附の 2 年延長が約束されたという状況は認められず、必ずしも事実を表わしている記載とはいえない。

しかし、その内容が事実ではなかったとしても、また、メールを送信した相手方が内分泌・糖尿病内科の少数のスタッフのみであったとしても、このメールを第三者が見れば、広島大学病院の医療担当者は、患者の利益よりもグラクティブの採用という O 社の利益、寄附講座の延長という教授自身の利益を優先させているのではないかと考えるはずであり、同病院に対する社会的信用を低下させる行為であるといえることから、利益相反に対する配慮が十分にあったとはいえない。

(6) グラクティブが院内採用された状況について

グラクティブの院内採用は、2019 年 12 月 18 日の薬事委員会において承認されているが、これについては、内分泌・糖尿病内科からの申請ではなく薬剤部から上程されており、また、薬事委員長宛てに医薬品新規採用依頼書は提出されていない。同委員会では、ジャヌビアとグラクティブとの薬価等を比較する「シタグリプテン製剤の薬価及び契約単価」の資料が提出されたのみで、委員長からジャヌビアからグラクティブへ変更する要望の説明があっただけで、グラクティブの院内採用が承認されている。

グラクティブの院内採用については、医薬品新規採用依頼書の提出という本来なされるべき手続きは取られておらず、このときの薬事委員会の対応は、利益相反に関しての配慮は全くなく、手続き上問題があったと指摘せざるをえない。

ただし、ジャヌビアは PTP シートに 1 つのバーコードが付与されているのに対し、グラクティブは PTP シートの錠剤 1 錠ごとにバーコードが付与されていて配薬の際にバー

コードを機械的に読み取ることによって誤配薬を防止することができる等の診療上有益と考えられる点があること、薬価については、入院患者についても外来患者についても、その負担額は結局ジャヌビアと同じであることなどからすれば、ジャヌビアに代えてグラクティブが院内採用されたこと自体については必ずしも不当とはいえず、上記薬事委員会での承認決議を覆すまでのことはないものとする。

(7) 以上のとおり、M寄附講座教授の行為には、利益相反に対する配慮が不十分であったといわざるをえない。

一方で、M寄附講座教授は、寄附講座への寄附に対する見返りとなるような行為をしてはならないことは承知しながらも、いわばその限度を見誤ったために、利益相反に対する配慮が不十分なものとなったという面もあるように思われる。

また、薬事委員長のR教授は、2017年11月ころ、M寄附講座教授からグラクティブの院内採用のための相談を受けたときには、寄附を第一の理由として採用薬の変更を申請することは避けた方がよいこと、院内採用品目を切り替えた場合にはジャヌビアを処方している医師への影響が大きいこと等を理由として院外採用の申請を行うにとどめることを提案するなど、利益相反の問題に配慮した対応をとっていた。しかし、2019年10月ころ、M寄附講座教授からグラクティブの院内採用に向けた相談を再び受けたときには、T病院長が院内採用に同意しているとM寄附講座教授から告げられていたことが影響していたと考えられるが、利益相反の問題に対する配慮が必ずしも十分であったとはいえない面もある。さらに、T病院長も、利益相反の問題に十分に配慮した対応をとっていたとまでは見えない。

このように、R教授やT病院長も、寄附講座への寄附をした企業が製造販売する医薬品の採用について、必ずしも利益相反的な観点からの対応をしたものとは見えず、むしろ、その結びつきを容認しているかのような状況も窺えるのであって、果たして利益相反に対する配慮が十分であったのかということについて疑念を抱かざるをえない面もある。

以上に加えて、薬事委員会においてグラクティブが院内採用されたこと自体については、その承認決議を覆すまではないこと等にも鑑みれば、M寄附講座教授の行った行為には、利益相反に対する配慮が不十分であったところが多々存するものの、その行った行為自体が悪質なものであったかといえ、必ずしもそうではなかったものともいうことができる。

3 法令違反（第三者供賄）の検討

(1) 当調査会の調査は、任意の調査であり、時間の制約もあることから、厳格な証明を要する刑事法の適用に関する判断は慎重とならざるを得ないが、本調査において収集し得た関係者の供述や資料を前提として、刑法第197条の2第三者供賄の適用について、一応の考察を加える。

(2) 刑法第197条の2第三者供賄について

第197条の2（第三者供賄）

公務員が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたとき

供与又は供与を約束された賄賂が公務員の職務行為又はその密接関連行為の行使・不行使との対価性を帯びている、換言すれば、職務行為又はその密接関連行為の行使・不行使を動機として、その供与又は供与の約束が決められたことを要する。

(3) 寄附講座開設時

本件寄附講座の開設にあたっては、O社は糖尿病・生活習慣病予防医学講座の設置目的に賛同して本件寄附講座に対する寄附を決めており、M寄附講座教授の方では、O社への感謝の気持ち等から自らの判断で、広島大学病院におけるO社のグラクティブの採用に向けて働き掛けをしたり、内分泌・糖尿病内科のスタッフ及び医科診療医らに対し、これなるべく使用することを依頼する等の行動を取るようになったと考えられる。

その後O社の担当者F氏らはグラクティブの院内採用に向けた営業をM寄附講座教授に積極的に行うようになったことが窺え、2019年1月2月ころ（寄附講座開設から1年近く

経過)には、M寄附講座教授はそれを不快に感じてO社の担当者F氏らを詰問しており、同年2月5日にはO社の本社のG西日本営業部長から謝罪を受ける事態となっている。

そうであれば、2019年1月2月以前にはM寄附講座教授とO社担当者F氏ら関係者の間では、グラクティブの採用のために寄附が行われたという認識を共有していなかったといえ、寄附が決められる段階から、M寄附講座教授、O社の担当者F氏ら関係者の間で、寄附を行うに当たり、グラクティブの採用を条件とすることが話し合われる等し、それを動機として寄附が行われたもの、換言すれば、寄附行為とグラクティブの採用・使用を勧めるなどの行為に対価性が存するものとは認め難いから、第三者供賄罪が成立するとはいえない。

(4) 寄附講座延長時

M寄附講座教授は、2019年9月20日、内分泌・糖尿病内科のスタッフ(講師、助教らに5名)に対し、「O社の本部長に電話をし、グラクティブの院内採用が条件で、寄附の2年延長が約束されました。」とのメールを送付している。

その文面だけを見れば、グラクティブの院内採用を行うことと引き換えに、2021年4月以降O社から本件寄附講座への寄附を行うことが約束されたものと受け取れる。

しかし、2019年9月20日の時点で、直ちにグラクティブの院内採用が決まったとは認め難い。

また、M寄附講座教授、O社本社のH製品企画部長、広島営業所のI所長、担当者F氏はいずれも、2019年9月20日ころに、M寄附講座教授がH製品企画部長に電話をし、あるいはM寄附講座教授と面談し、寄附の延長を頼んだものの、直ちには難しい等という消極的な回答をしたにとどまり、同日に寄附の延長を約束したことを否定する供述をしている。

O社の社内における寄附の決定手続は、本社営業本部の営業企画推進部の審査、総務部の決裁を経て決められるもので、一社員のみで決められるものでないうえ、2019年9月20日以降も、2020年1月にM寄附講座教授がO社本社を訪れて講演をする等して寄附の延長をお願いしている状況がある。

以上からすれば、そのメールに記載された内容は事実と認められず、2019年9月20日に、M寄附講座教授、O社本社のH製品企画部長、広島営業所のI所長、担当者F氏らの関係者の間で、グラクティブの院内採用を条件とすることが話し合われる等し、それを動機として寄附の延長が約束されたもの、換言すれば、グラクティブの院内採用を動機として寄附を行うという約束が成立したものと認め難く、また、請託があったとも認め難いから、第三者供賄の約束罪が成立するというには疑義があるといわざるをえない。

4 時間外労働に関する問題点の検討

M寄附講座教授は、広島大学病院長からの診療科内への周知の要請を受けて、医局員らに対し、2021年7月5日付メールの送信やオリエンテーションで同様の発言をしている。

M寄附講座教授は、上記メール等の趣旨は、時間外労働に該当する場合と該当しない場合を区別した上で、時間外労働に該当する場合にはきちんと申告し、そうでない場合には申告はしないようにというものであった旨述べている。

メールの内容からは上記趣旨も認められるものの、例えば「平日においては、17時以降に勤務してもそれは時間外勤務にはなりません」との部分については、17時以降は全く時間外労働にはならないとも読み取ることも可能であり、医局員らの中には時間外労働の申告をしなかった者も複数名存することから、文章としては不十分なものであったといわざるをえない。

他方で、このメール等を受け取った医局員らの中には、M寄附講座教授のメール等の趣旨をM寄附講座教授が述べる真意と同じく受けとめた者も存する。

そうだとすれば、M寄附講座教授の真意は上記のものであったということも否定はできず、M寄附講座教授の上記メール等による通知は、必ずしも不相当なものであったとまで言うことはできない。

5 週刊誌「FLASH」の記事についての検討

本調査会の結論について、週刊誌「FLASH」の記事に対応してまとめると、次のとおり

である。

- (1) 本件寄附講座が2018年4月1日から2021年3月31日までの3年間の予定で開設され、O社が合計4500万円の寄附をしたのは事実である。

しかし、本件寄附講座の設置について、M寄附講座教授の行為に何らかの利益相反にかかる問題があったということはなかった。

- (2) 2018年2月21日の薬事委員会で、グラクティブが院外採用され、同年3月7日から院外取扱が開始したのは事実である。

しかし、この薬事委員会の議決には、利益相反にかかる問題があったと指摘するまでのことはなかった。

- (3) M寄附講座教授が、2018年3月9日、内分泌・糖尿病内科のスタッフ及び医科診療医らに対し、「寄附講座の設立に貢献したO社、A社、B社の薬剤をなるべく使ってあげてください」とのメールを送信したのは事実である。

M寄附講座教授のこの行為は、O社から依頼や要請を受けて行ったものではなく、その一存で行ったものであったが、そうであったとしても、第三者から見たとき、患者の利益よりも製薬会社の利益を優先させているのではないかとの疑念を抱かせ、広島大学病院に対する社会的信頼を低下させる行為であるから、利益相反の観点から問題があった。

- (4) M寄附講座教授が、2019年2月13日、内分泌・糖尿病内科のスタッフ及び医科診療医らに対し、ジャヌビアよりもグラクティブの方を多く処方するように依頼する旨のメールを送信したのは事実である。

M寄附講座教授のこの行為は、O社から依頼や要請を受けて行ったものではなく、その一存で行ったものであったが、そうであったとしても、このメールを見た者に前述した疑念を抱かせ、広島大学病院に対する社会的信頼を低下させる行為であるから、利益相反の観点から問題があった。

- (5) M寄附講座教授が、2019年9月20日、内分泌・糖尿病内科のスタッフに対し、「グラクティブの院内採用が条件で、寄附の2年間延長が約束されました」、「院長下知とR教授のご承諾により、グラクティブの院内採用（ジャヌビアは除外）が決まりました」との旨のメールを送信したのは事実である。

ただし、上記「グラクティブの院内採用が条件で、寄附の2年間延長が約束されました」、「院長下知とR教授のご承諾により、グラクティブの院内採用（ジャヌビアは除外）が決まりました」との内容は、関係者の事情聴取や実際の状況等から事実とはいえない。

しかし、上記記載の内容が事実でなかったとしても、このメールを見た者に前述した疑念を抱かせ、広島大学病院に対する社会的信頼を低下させる行為であるから、M寄附講座教授の行為には、利益相反の観点から問題があった。

- (6) 2019年12月18日の薬事委員会で、グラクティブが院内採用され、2020年1月29日から院内取扱が開始したのは事実である。

上記(5)で記載したとおり、グラクティブの院内採用と寄附講座の延長とは直接の関連性はないが、上記薬事委員会の手続きは、薬事委員会要項所定の申請書を提出するという手続きによらなかった点で、利益相反に対する観点から問題があったと判断したが、ジャヌビアに代えてグラクティブが院内採用されたこと自体については必ずしも不当とはいえず、議決を覆すまでのことはないと判断した。

- (7) グラクティブはジャヌビアより薬価が高いことから、患者の負担が増えるという指摘については、外来患者に対する患者負担額の計算方法、入院患者に対する「包括医療費支払い制度」により、実際にはグラクティブでもジャヌビアでも患者負担額は変わらないことから、正確ではないと判断した。

- (8) 刑事責任については、本調査会はこれを判断する立場にはないものの、事情聴取の結果等本調査会が収集しえた資料からは、第三者供賄罪の構成要件である「対価性」、「請託」、「約束」という要件を欠くと考えられることから、①本件寄附講座開設の際、及び、②本件寄附講座延長の際、のいずれについても、M寄附講座教授に対する第三者供賄罪などが成立するとは言い難いものと判断した。

なお、M大学の事件と同様ではないかとの指摘については、本調査会が調査したとこ

ろによれば、M大学の事案は、同大学の教授らが、実際に使用していないO社が製造販売する医薬品を使用したものとしてカルテを改竄し、その実績を増加させた外形を作出するなどし、当該教授らから当該医薬品の積極使用の便宜を図る対価として奨学寄附金200万円の供与を強く求められ、これを供与したという行為が前提となっており、そのために公電磁的記録不正作出・同供用罪及び第三者供賄罪を問われたものであり、その経緯・状況が全く異なるうえ、O社担当者も「対価性」「請託」の事実を認めていることから、本件の事案とはその前提が異なっており、上記指摘は当たらないと考えた。

- (9) 時間外労働に関して、「17時以降病棟で働いている医師らに『仕事が遅いだけ』と非難するメールを送った」との指摘については、M寄附講座教授が内分泌・糖尿病内科のスタッフ及び医科診療医らに対して送付した2021年7月5日付メールに類似の記載はあるが、M寄附講座教授の真意は、時間外労働に該当する場合と該当しない場合を区別した上で、時間外労働に該当する場合はきちんと申告し、そうでない場合は申告しないようにというものあると考えられることから、文章としてやや不十分なものであったといわざるをえないものの、メールによる通知自体は必ずしも不相当なものではなかったものと判断した。
- (10) 公益通報に関する内容を、組織的に隠蔽しようとした事実がある旨の指摘については、本調査会が調査したところによれば、第1の1に記載したように、2022年11月1日に広島大学公益通報窓口へ公益通報があった後、担当理事から関係部局の長に事実関係の調査を指示し、その回答資料を基に事実関係の確認や今後の対応について検討が行われていたこと、同年12月8日の時点において、初めて、公益通報の内容について学長へ報告がなされたところ、学長より、即日、中立公正の観点から第三者である複数の弁護士を入れた調査会を立ち上げ、可及的速やかに事実関係の調査をするよう指示があったこと等から、公益通報に関する内容を確認するために必要な証拠の保全・収集をし、これに基づいて、中立公正に真相を究明しようと努めていたことが窺え、組織的に隠蔽しようとした事実は認められない。

第5 提言

1 医薬品の採用に係る手続きの厳格化について

新規医薬品の院内採用にあたっては、広島大学病院薬事委員会要項に基づき、申請者は、新規採用申請理由や取り扱い中止候補医薬品などを記載した「医薬品新規採用依頼書」を薬事委員会に提出する。薬事委員会では、「医薬品新規採用依頼書」と併せて、委員会事務局（薬剤部）が作成する「新規採用申請医薬品等一覧」及び「新規採用申請医薬品調査資料、医薬品説明文書」を基に、委員長及び委員会事務局から医薬品1品目ごとに新規医薬品の申請理由、薬効、中止医薬品等の説明を行い、審議を行っている。

今回の薬事委員会における問題点として、「医薬品新規採用依頼書」及び委員会事務局が作成する「新規採用申請医薬品等一覧」などの評価資料を薬事委員会委員に提出すべきところ、口頭説明として審議を行ったことにある。

今後は、薬事委員会要項に基づき、必要な資料について、委員長及び委員会事務局がダブルチェックしたうえで、薬事委員会に提出し審議を行うように徹底させることに加え、申請者に当該医薬品企業との利益相反に関する申告書（年1回実施する利益相反に関する自己申告）を提出させるよう改善すべきである。

2 利益相反に関する研修会の義務化について

産学連携活動においては、その性質上、利益相反のおそれは常に内在するものであり、申告・管理されていない利益相反があることが問題であることを念頭に置き、すべての教職員を対象として年1回実施している利益相反に関する自己申告に加え、これまで、新任教員を対象とした倫理教育の中で利益相反の研修を実施している。

これまで、臨床研究、共同研究等利益相反によって大学における教育・研究上の責任に対して深刻な事態が生じうるケースを念頭に、利益相反の管理を行ってきたと思われるところ、利益相反の問題が、大学に対する社会的信頼の問題であることを改めて認識し、今後は、現に深刻な事態を生じうるものでなかったとしても、第三者が見たときに

大学に対する社会的信頼を低下させる危険がないかという点を意識されたい。

上記を踏まえ、今後は、コンプライアンス意識の向上を徹底させるために、すべての教職員を対象として年1回の研修会を義務付けさせる。

以上の取組により、利益相反による大学の社会的信頼を損なう事態に陥ることを未然に防止するよう改善すべきである。

3 寄附講座及び共同研究講座の設置に係る手続きの厳格化について

寄附講座及び共同研究講座の設置の際に、配属する教員と企業の関係について、年1回実施する利益相反に関する自己申告では確認できない「大学と寄附者等との間で、物品購入や業務委託を行うにあたって、機種選定や仕様策定等に関与していない」などの項目を含む新たな申告書を広島大学利益相反委員会に提出させる。広島大学利益相反委員会での結果を踏まえ、部局等の教授会で審議させるとともに、寄附講座及び共同研究講座の更新時にも同様の審議を行わせる。

また、寄附講座及び共同研究講座の教員には、年1回実施する利益相反に関する自己申告と上述の新たな申告書の提出を求め、広島大学利益相反委員会で内容を確認し、必要に応じて指導・改善すべきである。

以上